

○国立大学法人お茶の水女子大学全学評価要項

平成23年10月19日
制 定

この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が、国立大学法人お茶の水女子大学評価指針（以下「評価指針」という。）に基づき、全学評価（以下単に「評価」という。）における具体的な評価項目、評価方法、評価組織その他必要な事項について定める。ただし、1の評価項目及び別に定める評価の観点については、部局等評価において実施することで足りる場合には、その評価項目等を省略することができる。

1 評価項目

評価項目は次のとおりとし、各評価項目における評価の観点に関しては、総合評価室が別に定める。

- (1) 大学の目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教員及び教育支援者
- (4) 学生の受入
- (5) 教育内容及び方法
- (6) 学習成果
- (7) 施設・設備及び学生支援
- (8) 教育の内部質保証システム
- (9) 財務基盤及び管理運営
- (10) 教育情報等の公表
- (11) 研究活動の状況
- (12) 地域貢献活動の状況

2 評価方法及び評価組織

評価組織として、全学自己評価委員会と全学外部評価委員会を構成する。

- ① 全学自己評価委員会は、副学長、副学長（事務総括）及び学内の教職員から選出された委員により構成する。
- ② 委員長は評価を担当する副学長とする。
- ③ 全学自己評価委員会は、自己評価として自己評価書を作成し、全学外部評価委員会に提出する。
- ④ 全学外部評価委員会は、学外の有識者により構成し、委員長及び委員は評価を担当する副学長の推薦により学長が委嘱する。

- ⑤ 全学外部評価委員会は、③により提出された自己評価書に基づいて、外部評価を実施し、その評価結果を作成し、総合評価室に通知する。
- ⑥ 総合評価室は、評価結果を整理し、副学長、副学長(事務総括)及び学長に報告する。
- ⑦ 学長は、⑤の評価結果に基づき、改善が必要と認めるときは、関係する副学長又は副学長(事務総括)に改善指示を行うことができる。
- ⑧ 副学長又は副学長(事務総括)は、⑤の評価結果、自ら改善を必要と判断したもの又は⑦の学長から改善指示を受けたものについては、速やかにその改善を講じ、その結果を学長に報告するものとする。

3 評価結果に対する異議の申立て

副学長又は副学長(事務総括)は、評価結果について合理的な疑義が生じた場合には、次の手順に従い、異議の申立てを行うことができる。

- ① 副学長又は副学長(事務総括)は、評価結果の通知を行った日から15日以内に全学外部評価委員会に異議を申し立てる。
- ② 副学長又は副学長(事務総括)から評価結果に対する異議の申立てがなかった場合は、通知を行った日から15日後に評価が確定するものとする。また、異議の申立てがあった場合は、全学外部評価委員会は異議の申立ての日から30日以内に当該副学長又は副学長(事務総括)から意見を聴取し、再度検証した上で評価を確定し、評価結果を速やかに当該副学長又は副学長(事務総括)及び学長へ通知する。

4 評価の実施時期

評価は、評価指針の2により、認証評価制度のスキーム(学校教育法第109条第2項)及び国立大学法人評価委員会による業務実績評価(国立大学法人法第31の2、中期目標・中期計画の達成度評価を含む。)に合わせて、7年以内ごとに1回実施するものとする。

附 則

この要項は、平成23年10月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。